

「条例の見直し等」の論点整理

1 「条例等の見直し」について

(条例等の見直し)

町長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会経済情勢に適合しているかを検討するものとします。

2 町長は、前項に規定する検討に当たっては、別に定める美瑛町自治推進委員会に必要な意見を求めるものとします。

3 町長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びその他の事項を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

・第1項では、適切なタイミングで、自治基本条例が現在の美瑛町にふさわしいか、社会経済情勢に適合した条例であるかを検討することができるように、見直しの期間を設けています。また、見直しの期間は、議員及び町長の任期である4年とすることで、在任中に必ず自治基本条例について見直すことを義務付けています。

・条例の見直しにおいても町民参加を図ることが重要と考え、第2項において、町長の附属機関である美瑛町自治推進委員会に必要な意見を求めることを規定しています。

・なお、条例の制定改廃については、地方自治法第74条に基づき、選挙権を有する住民からも請求することができます。

2 「自治推進委員会」について

(美瑛町自治推進委員会)

この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美瑛町自治推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

2 推進委員会は、町長の諮問に応じて審議を行い答申するものとします。

3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、自ら次の事項を審議し、町長に提言することができます。

(1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項

(2) この条例の見直しに関する事項

(3) 美瑛町の自治の推進に関する基本的な事項

4 推進委員会は、委員10人以内をもって組織します。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定めます。

*とりあえず仮置き

【専門部会では】

・前条でも規定されている美瑛町自治推進委員会の設置について規定しています。美瑛町自治推進委員会は、町長の附属機関として、町長の諮問に応じて条例の運用状況や、条例の見直し等について審議を行う組織です。自治基本条例を守り育て、実効性を高めるためには、本委員会における継続した検討が必要になります。

・自治推進委員会については、別に定める規則で必要事項を規定することとします。